

一般社団法人 日本足圧協会 会員制度 概要

当協会の目的に賛同し、協会の活動を支援していただける個人、法人のみなさまのご入会をお待ちしております。各会員制度につきましては、以下をご参照ください。

一般社団法人 日本足圧協会 個人会員に関する規定

(総則)

第1条

この規定は一般社団法人 日本足圧協会（以下協会という。）の正会員（個人）の諸基準について定める。

(目的)

第2条

正会員は、足圧術について健全な知識と技術をもって施術サービスを行うものとする。

(資格)

第3条

- 1 協会発行の1級認定者に限る
- 2 当協会の1級認定者以外の者で、既に足圧施術院を開業する者は認定スクールにおける講習を免除し技術認定試験のみの合格で1級認定を行う。

(技術認定試験、認定書の発行費用：合計 15000 円)

(審査・入会)

第4条

- 1 正会員に入会申込みを希望する者は、「入会申込書」を提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 入会にあたり協会は書類審査を行う。また必要に応じて、施設の視察を行う。
- 3 協会は会員登録された正会員に「会員証」を発行する。
- 4 入会申込みは随時受付け、会員登録も随時行う。
- 5 正会員は、登録事項に変更が生じた場合は、協会に速やかに申し出なければならない。
- 6 正会員は、会員登録抹消の意思がある場合、所定の書式により協会に届出ること。

(特典)

第5条

正会員は、以下の特典を有する。

(ア) 正会員は協会に加入している損害保険に自動加入されます。

 施術事故補償 対人1名・1事故につき500万円 自己負担額1万円

 店舗事故補償 対人対物共通 1億円 自己負担額0円

(イ) 協会発行の教材(テキストなど)を特別価格にて購入することが出来る。

(ウ) 協会は、正会員の教育およびイベントに関し、必要に応じた協力・援助を行う。(但し、状況により一部有料とすることがある。)

(エ) 正会員は、協会が主催する各種イベントに、特別価格で参加することができる。

 技能検定試験における審査官、講習会における講師など、協会での活動に参加できます。(一部、認定資格による制限があります。)

 協会主催のセミナーやイベントに、無料または会員価格で参加できます。

 協会主催のコンペティションに会員価格で出場できます。

 協会刊行物を会員価格で購入できます。

(義務)

第6条

1 会員は協会の目的を遵守し、協会の活動を支援しなければならない。

2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。会費は会費規定に従う。

3 会員は住所、氏名(法人・団体の名称)や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協会へ届け出なければならない。

(会員譲渡の禁止)

第7条

会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第8条

会員は、協会が承認した場合を除き、協会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を超えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(会員資格の喪失)

第9条

会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 協会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 法人または団体の会員の場合、その法人または団体が消滅したとき。ただし、合併・組織変更の場合においては資格の継承を認める場合がある。この場合は、法人会員細則に従う。
- (4) 所定の会費を継続して1年間に渡り滞納が生じたとき。

(再入会)

第10条

1 第9条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協会がそれを認めたときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の入会金・会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第11条

会員が定款や本規定の条項等に違反したとき、または協会に損害を与えたとき、または会員としてあるまじき行為があったと認められるとき、協会は理事会の承認により会員を除名することができる。

附則 この細則は平成24年12月1日から実施する。

会費規定

1 一般社団法人 日本足圧協会（以下協会という。）の会員の入会金および年会費は次のとおりとする。

・正会員（法人）

入会金 1000 円 年会費 30,000 円

・正会員（個人）

入会金 1000 円 年会費 15,000 円

・賛助会員（個人/法人）

入会金 0 円 年会費 5000 円

2 入会時に納入すべき入会金と会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

3 本規程は、総会の承認を経て、改定することができる。

附則 この規定は、平成 26 年 12 月 1 日から実施する。